

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和 7 年 4 月】

【問 2 6】 労働安全衛生規則に基づく医師による定期健康診断に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 尿検査では、尿中の馬尿酸及びデルタアミノレブリン酸の量の検査を行う。
- (2) 定期健康診断項目のうち肝機能検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
- (3) 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- (4) 定期健康診断を受けた労働者に対しては、異常の所見が認められなかった者を含め、遅滞なく、健康診断の結果を通知しなければならない。
- (5) 事業場において実施した定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、その結果に基づき、健康の保持のために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) **誤り**：「馬尿酸及びデルタアミノレブリン酸の量」⇒「糖及び蛋白の有無」安衛則第 44 条（定期健康診断）第 1 項⑩、安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項⑩。
- (2) 正しい：安衛則第 44 条（定期健康診断）第 2 項。
- (3) 正しい：安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条の 4（健康診断の結果の通知）。
- (5) 正しい：安衛法第 66 条の 4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）、安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項①。

解答 (1)

【令和 6 年 4 月】

【問 2 7】 労働安全衛生規則に基づく次の定期健康診断項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる項目に該当しないものはどれか。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 心電図検査
- (3) 肝機能検査
- (4) 血中脂質検査
- (5) 貧血検査

▶▶解説◀◀

- (1) 該当しない
- (2) (3) (4) (5) 該当する：安衛則第 44 条第 2 項。

解答 (1)

【令和 5 年 10 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行わなければならない。
- (3) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行わなければならないが、胸部エックス線検査については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行うことができる。
- (4) 定期健康診断を受けた労働者に対し、健康診断を実施した日から 3 か月以内に、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- (5) 定期健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 44 条（定期健康診断）第 3 項。
- (2) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）③。
- (3) 正しい：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (4) **誤り**：健康診断の結果の通知は、遅滞なく行わなければならない。安衛則第 51 条の 4（健康診断の結果の通知）。
- (5) 正しい：安衛則第 51 条（健康診断結果の記録の作成）。

* 解答 * (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行わなければならないが、胸部エックス線検査については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行うことができる。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行わなければならない。
- (3) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。
- (4) 定期健康診断を受けた労働者に対し、健康診断を実施した日から 3 か月以内に、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- (5) 定期健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (4) **誤り**：「健康診断を実施した日から 3 か月以内に」⇒「遅滞なく」。健康診断の結果の通知は、健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、その健康診断の結果を通知しなければならない。安衛則第 51 条の 4 条（健康診断の結果の通知）第 1 項③。
- (5) 正しい：安衛則第 51 条（健康診断結果の記録の作成）。

* 解答 * (4)

【令和 4 年 10 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく次の定期健康診断項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる項目に該当しないものはどれか。

- (1) 自覚症状の有無の検査
- (2) 腹囲の検査
- (3) 胸部エックス線検査
- (4) 心電図検査
- (5) 血中脂質検査

▶▶解説◀◀

- (1) 該当しない
- (2) (3) (4) (5) 該当する：安衛則第 44 条第 2 項。

解答 (1)

【令和 4 年 4 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による雇入時の健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者を雇い入れる場合、その健康診断の結果を証明する書面の提出があったときは、その健康診断の項目に相当する雇入時の健康診断の項目は省略することができる。
- (2) 雇入時の健康診断では、40 歳未満の者について医師が必要でないと認めるときは、貧血検査、肝機能検査等一定の検査項目を省略することができる。
- (3) 事業場において実施した雇入時の健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、その結果に基づき、健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。
- (4) 雇入時の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。
- (5) 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場であっても、雇入時の健康診断の結果については、所轄労働基準監督署長に報告する必要はない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **誤り**：雇入時の健康診断について年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項①。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条（健康診断結果の記録の作成）。
- (5) 正しい：常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、定期の健康診断を行ったときは、報告しなければならないが、雇入時の健康診断の結果は報告しなくてもよい。安衛則第 52 条（健康診断結果報告）。

* 解答 * (2)

【令和 3 年 10 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略している。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、35 歳及び 40 歳の者並びに 45 歳以上の者に対しては、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行っているが、その他の年齢の者に対しては、医師が適当と認めるその他の方法により行っている。
- (3) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行っているが、胸部エックス線検査は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行っている。
- (4) 事業場において実施した定期健康診断の結果、健康診断項目に異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師から意見聴取を行っている。
- (5) 常時 50 人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告を行っているが、雇入時の健康診断の結果については報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **違反している**：雇入時の健康診断について年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 違反なし：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (4) 違反なし：安衛法第 66 条の 4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）、安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項①。
- (5) 違反なし：安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (2)

【令和 3 年 4 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に規定されている医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後、3 か月を経過しない者がその健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略している。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、35歳及び40歳の者並びに45歳以上の者に対しては、1,000Hz及び4,000Hzの音について行っているが、その他の年齢の者に対しては、医師が適当と認めるその他の方法により行っている。
- (3) 海外に6 か月以上派遣して帰国した労働者について、国内の業務に就かせるとき、一時的な就業の場合を除いて、海外派遣労働者健康診断を行っている。
- (4) 常時50人の労働者を使用する事業場において、雇入時の健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告を行っていない。
- (5) 常時40人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **違反している**：雇入時の健康診断について年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。
安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 違反なし：安衛則第 45 条の 2（海外派遣者の健康診断）第 2 項。
- (4) 違反なし：安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。
- (5) 違反なし：安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (2)

【令和 2 年 10 月】

【問 2 3】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略している。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、35 歳及び 40 歳の者並びに 45 歳以上の者に対しては、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行っているが、その他の者に対しては、医師が適当と認めるその他の方法により行っている。
- (3) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行っているが、胸部エックス線検査については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行っている。
- (4) 事業場において実施した定期健康診断の結果、健康診断項目に異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師から意見聴取を行っている。
- (5) 常時 50 人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告を行っているが、雇入時の健康診断の結果については報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **誤り**：雇入時の健康診断について、年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項。
- (5) 正しい：定期の健康診断の場合は、報告しなければならないが、雇入時の健康診断の場合は報告しなくてもよい。安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (2)

【令和 2 年 4 月】

【問 2 3】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略している。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、35 歳及び 40 歳の者並びに 45 歳以上の者に対しては、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行っているが、その他の年齢の者に対しては、医師が適当と認めるその他の方法により行っている。
- (3) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行っているが、胸部エックス線検査は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行っている。
- (4) 事業場において実施した定期健康診断の結果、健康診断項目に異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師から意見聴取を行っている。
- (5) 常時 50 人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告を行っているが、雇入時の健康診断の結果については報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **誤り**：雇入時の健康診断について、年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項。
- (5) 正しい：定期の健康診断の場合は、報告しなければならないが、雇入時の健康診断の場合は報告しなくてもよい。安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (2)

【令和元年 10 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者が、その健康診断結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目に相当する項目を省略している。
- (2) 雇入時の健康診断の項目のうち、聴力の検査は、35 歳及び 40 歳の者並びに 45 歳以上の者に対しては、1,000Hz 及び 4,000Hz の音について行っているが、その他の年齢の者に対しては、医師が適当と認めるその他の方法により行っている。
- (3) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行っているが、胸部エックス線検査は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行っている。
- (4) 事業場において実施した定期健康診断の結果、健康診断項目に異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師から意見聴取を行っている。
- (5) 常時 50 人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告を行っているが、雇入時の健康診断の結果については報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) **誤り**：雇入時の健康診断について、年齢及び検査方法について設問内容の定めはない。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条の 2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第 1 項。
- (5) 正しい：定期の健康診断の場合は、報告しなければならないが、雇入時の健康診断の場合は報告しなくてもよい。安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

解答 (2)

【平成 30 年 10 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく次の A から E の定期健康診断項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる項目に該当しないものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

- A 尿検査
- B 血圧の測定
- C 肝機能検査
- D 心電図検査
- E 血中脂質検査

- （１） A, B
- （２） A, C
- （３） B, D
- （４） C, E
- （５） D, E

▶▶解説◀◀

安衛則第 44 条（定期健康診断）第 2 項により、C：肝機能検査（第 1 項⑦）、D：心電図検査（第 1 項⑪）、E：血中脂質検査（第 1 項⑧）は、医師が必要と認めるときは、省略することができる。該当しないもの（省略できない項目）は**A：尿検査**（第 1 項⑩）、**B：血圧の測定**（第 1 項⑤）。

解答 （１）

【平成 30 年 4 月】

【問 2 4】 労働安全衛生規則に基づく医師による雇入時の健康診断に関する次の記述のうち、誤って
いるものはどれか。

- (1) 医師による健康診断を受けた後 3 か月を経過しない者を雇い入れる場合、その健康診断の結果を証明する書面の提出があったときは、その健康診断の項目に相当する雇入時の健康診断の項目は省略することができる。
- (2) 雇入時の健康診断における聴力の検査は、1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの音に係る聴力について行わなければならない。
- (3) 雇入時の健康診断の項目には、血糖検査が含まれているが、血液中の尿酸の量の検査は含まれていない。
- (4) 雇入時の健康診断の結果に基づいて作成した健康診断個人票は、5 年間保存しなければならない。
- (5) 雇入時の健康診断の結果については、その対象労働者数が 50 人以上となるときには、事業場の規模にかかわらず、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項③。
- (3) 正しい：安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項⑨。
- (4) 正しい：安衛則第 51 条（健康診断結果の記録の作成）第 1 項。
- (5) **誤り**：常時 50 人以上の労働者を使用する事業場にあつては、定期の健康診断の場合は報告しなければならないが、雇入時の健康診断の場合は報告しなくてもよい。安衛則第 52 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (5)

【平成 30 年 4 月】

【問 27】 労働安全衛生規則に規定されている医師による健康診断について、法令に違反しているものは次のうちどれか。

- (1) 雇入時の健康診断において、35 歳未満の者については、医師の意見を聴いて、貧血検査及び心電図検査を省略している。
- (2) 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を行っているが、胸部エックス線検査については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行っている。
- (3) 海外に 6 か月以上派遣して帰国した労働者について、国内の業務に就かせるとき、一時的な就業の場合を除いて、海外派遣労働者健康診断を行っている。
- (4) 事業場において実施した雇入時の健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者については、その結果に基づき、健康を保持するために必要な措置について、健康診断実施日から 3 か月以内に、医師の意見を聴いている。
- (5) 常時 40 人の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告を行っていない。

▶▶解説◀◀

- (1) **違反している**：雇入時の健康診断は、全ての項目について行わなければならない、省略できる項目はない。省略できる項目があるのは、定期健康診断である。安衛則第 43 条（雇入時の健康診断）第 1 項、安衛則第 44 条（定期健康診断）第 1 項・第 2 項。
- (2) 違反なし：安衛則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）第 1 項。
- (3) 違反なし：安衛則第 45 条の 2（海外派遣労働者の健康診断）第 2 項。
- (4) 違反なし：安衛則第 51 条の 2（医師等からの意見聴取）第 1 項①
- (5) 違反なし：安衛則第 53 条（健康診断結果報告）第 1 項。

* 解答 * (1)